

生涯学習課管理施設等の利用制限人数

社会教育施設

氷川町文化センター

施設名	利用制限人数
パソコン室	20
大会議室	70
視聴覚室	35
調理室	25
和室1(北側)	10
和室2	10
講堂	100

氷川町公民館

施設名	利用制限人数
研修室1	25
研修室2	30
研修室3	15
会議室	15
調理室	30
和室1	10
和室2	10
多目的ホール	100

竜北歴史資料館

施設名	利用制限人数
和室	15

社会体育施設(屋内施設)

施設名	利用制限人数
竜北体育センター	140
宮原体育館(スポーツ利用)	180
〃 バドミントンコート	30
〃 卓球場	20
屋内GB場	110
東小体育館	80
西部小体育館	100
宮原小体育館	80
竜北中体育館	180
竜北中武道場	50
竜北中卓球場	30
氷川中体育館	180
氷川中武道場	50
竜北体育センター(式典等利用)	400
宮原体育館(式典等利用)	470

※片面の利用時は制限人数を2分の1とする。
 ※竜北体育センター・宮原体育館で席を固定して実施する行事(講演・式典)等の利用時は、社会教育施設等と同様の扱いとする。